

平成30年11月1日
横須賀市保健所生活衛生課

住宅宿泊事業法に関する状況について

1 概要

日本を訪れる外国人観光客の急増による宿泊施設の不足を補うため、また、空家・空室などの利活用を促進するために、住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行されました。届出することにより一般の住宅で年間180日まで宿泊サービスの提供ができます。

地域の実情に合わせて各自治体において条例で区域を定めて宿泊日数の制限ができますが、本市では制限は行っていません。県内では、箱根の一部地域と横浜市の低層住居専用地域で日数制限されています。

2 本市の状況（平成30年10月11日現在）

- ・届出件数28件
- ・一戸建て家主居住型8件、マンション・賃貸アパート19件、別荘1件
- ・横須賀中央駅周辺と西海岸地域が多い。
- ・旅館業（簡易宿所）の許可施設も増えている。（平成27年8月から10件）

3 全国の状況（平成30年9月28日現在）

別紙参照

4 相談状況（平成30年10月11日現在）

相談件数112件

（主な相談内容）

- ・民泊の手続きはどうやるのか
- ・条例による日数制限はあるのか
- ・自治体が独自に求める添付書類はあるのか
- ・届出してから受理されるまでどの位かかるのか
- ・マンションでの民泊は禁止できるのか
- ・民泊をやっている場所や連絡先はおしえてもらえるのか
- ・民泊の一覧はどこで見られるのか

5 その他

今のところ苦情はありません。